

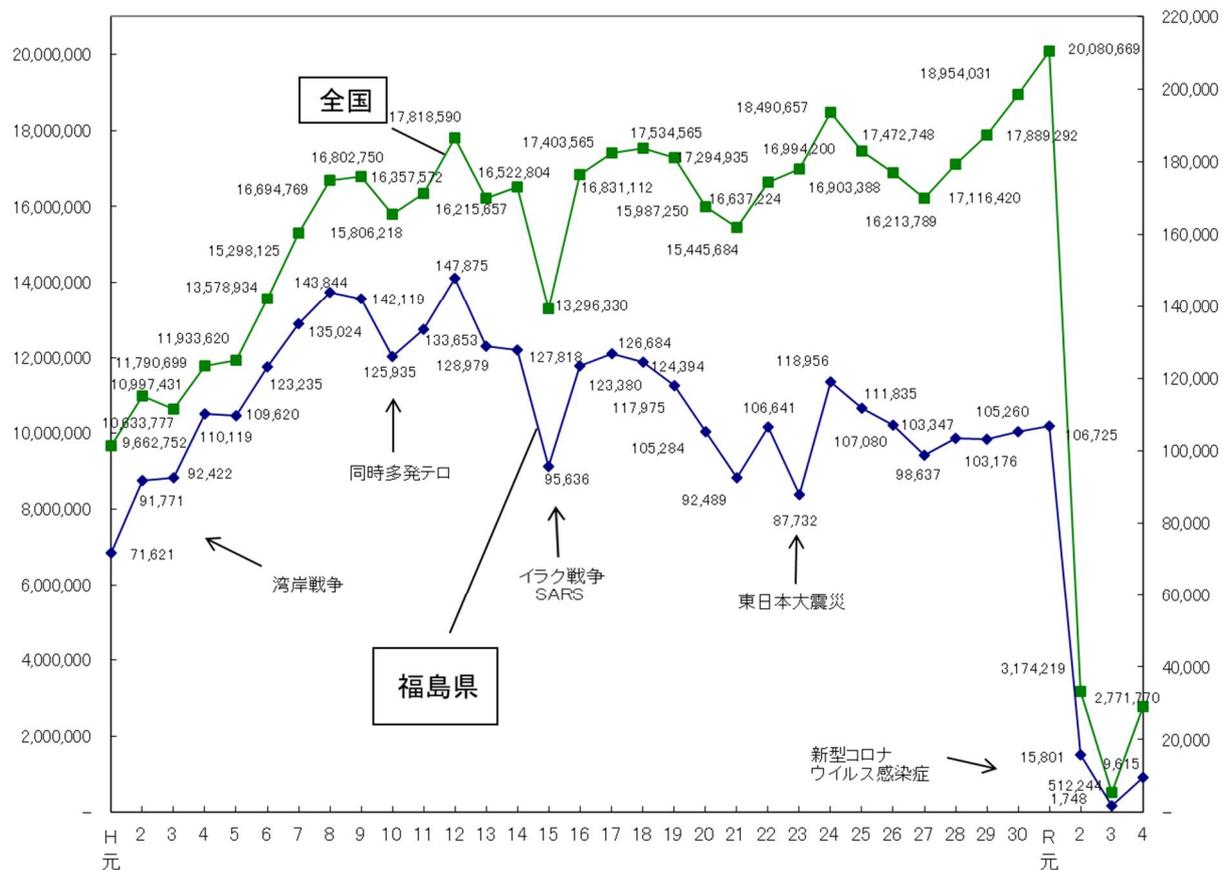
海外渡航者数

出国者数

法務省出入国管理統計によると、福島県からの令和4年の出国者数は9,615人で、前年比450%増となった。

全国（人）

福島県（人）



出国者数の推移

（単位：人）

	福島県		全国	
	出国者数	前年対比	出国者数	前年対比
平成23年	87,732	82%	16,994,200	102%
平成24年	118,956	136%	18,490,657	109%
平成25年	111,835	94%	17,472,748	94%
平成26年	107,088	96%	16,903,388	97%
平成27年	98,637	92%	16,213,789	96%
平成28年	103,347	105%	17,116,420	106%
平成29年	103,176	100%	17,889,292	105%
平成30年	105,260	102%	18,954,031	106%
平成31年・令和元年	106,725	101%	20,080,669	106%
令和2年	15,801	15%	3,174,219	16%
令和3年	1,748	11%	512,244	16%
令和4年	9,615	550%	2,771,770	541%

法務省「出入国管理統計年報」より

旅券発行件数

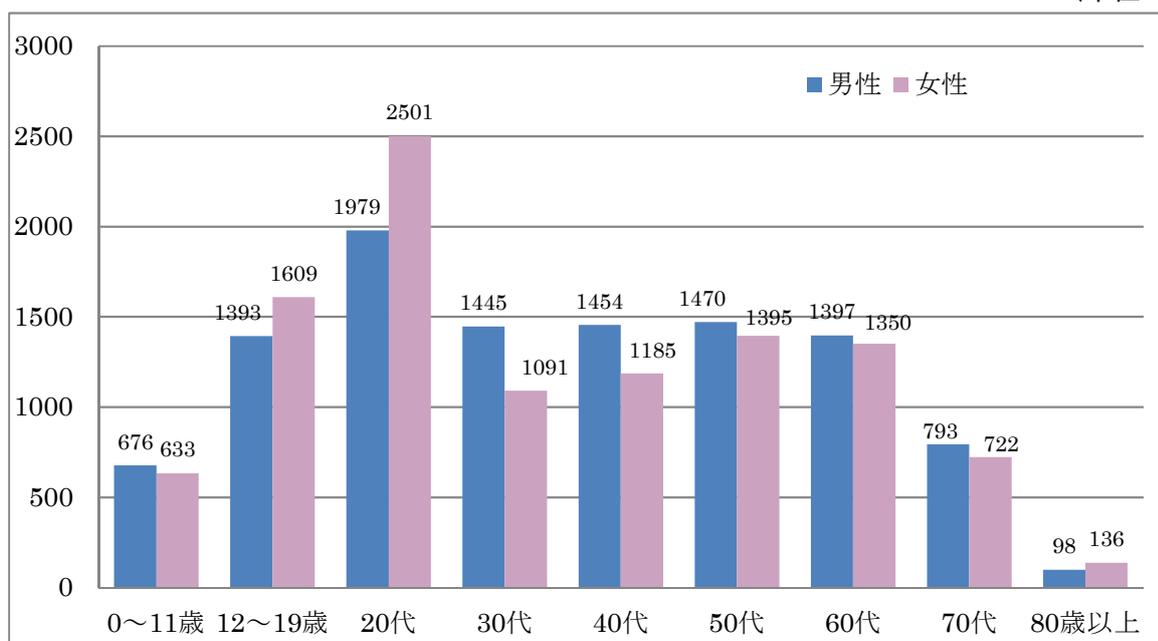
本県の令和5年一般旅券発行件数は21,327件で、前年比212.5%(14,502件)の増となった。
 なお、全国の発行件数は3,401,534件で、前年比179.1%の増となった。

旅券発行件数の推移

	福島県 旅券発行件数				全国 旅券発行件数	
	男性件数	女性件数	合計件数	前年対比	件数	前年対比
平成19年	21,560	20,134	41,694	95.0%	4,209,097	97.8%
平成20年	19,617	17,862	37,479	89.9%	3,801,384	90.3%
平成21年	17,866	17,954	35,820	95.6%	4,015,470	105.6%
平成22年	20,782	19,571	40,353	112.7%	4,185,080	104.2%
平成23年	16,936	17,019	33,955	84.1%	3,961,382	94.7%
平成24年	21,735	20,974	42,709	125.8%	3,924,008	99.1%
平成25年	17,668	17,370	35,038	82.0%	3,296,810	84.0%
平成26年	16,756	16,037	32,793	93.6%	3,210,845	97.4%
平成27年	16,134	14,940	31,074	94.8%	3,249,593	101.2%
平成28年	17,846	16,556	34,402	110.7%	3,738,380	115.0%
平成29年	17,438	16,432	33,870	98.5%	3,959,468	105.9%
平成30年	17,333	17,114	34,447	101.7%	4,182,207	105.6%
平成31・令和元年	17,132	17,182	34,314	99.6%	4,365,290	104.4%
令和2年	4,380	3,898	8,278	24.1%	1,234,928	28.3%
令和3年	1,641	1,223	2,864	34.6%	513,943	41.6%
令和4年	3,801	3,024	6,825	238.3%	1,218,693	237.1%
令和5年	10,705	10,622	21,327	312.5%	3,401,534	279.1%

令和5年 年代別・男女別発行件数

(単位：件)



「令和5年旅券発給の概要」より（旅券室）

震災特例旅券の発給～被災者等への旅券再取得の支援

東日本大震災の被災で有効な旅券を紛失又は焼失してしまった方等に対して、国の「震災特例法」（平成 23 年 6 月 8 日施行）による震災特例旅券（紛失旅券等の有効期間を限度とする特例旅券、国手数料なし）の発給措置を平成 25 年 3 月末まで実施した。また、独自に県手数料の無料措置の適用日を震災発生日の平成 23 年 3 月 11 日からとし、国の制度を超えて旅券再取得の支援を行った。震災特例旅券の発給は 248 件、県手数料無料措置件数は震災特例旅券を含めて 358 件だった。なお、震災特例旅券は最大 5 年の有効期間をもって発行されており、紛失届を提出した旅券の残存有効期間が 5 年を超えていた場合は、1 回目の残りの期間を有効期間とする 2 回目の震災特例旅券の発給を受けることができる。本県で受け付けた当該対象者 154 名のうち、2 回目震災特例旅券の発給件数は 29 件だった。

令和元年台風第 19 号等災害被災者への旅券再取得の支援

令和元年台風第 19 号等災害によって有効な旅券を紛失又は損傷した方に対して、県独自の支援として有効期間満了日までに福島県内において新たな旅券を申請した場合、発給に係る県手数料の免除を実施（申請期限令和 3 年 3 月 31 日）し、県手数料免除決定件数は 33 件だった。

大規模災害被災者への支援

旅券法改正（令和 5 年 3 月 27 日施行）によって、災害救助法もしくは被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域において、これらの法律が適用された災害により被害を受けた方のうち一定の要件を満たす方の申請に対し、国の旅券発給手数料の減額又は免除ができるようになった。

都道府県の手数料の減免の可否については都道府県の判断となったため、本県では国に準じて県手数料の減免を実施することとし、条例を改正した。

○ 令和 5 年台風第 13 号に伴う災害に対し初めて適用となった。

- ・ 適用日：令和 5 年 9 月 8 日から
- ・ 対象地域：いわき市、南相馬市
- ・ 決定件数：4 件（令和 5 年 12 月末日現在）

（旅券室）